

平成28年度第2回河内長野市入札等監視委員会議事概要

開催日時 平成28年11月30日（水）午後2時00分～午後3時25分

開催場所 河内長野市役所4階入札室

出席者 （委員）3名

（市） 契約検査課長・契約検査課職員2名・経営総務課職員1名

（※総務部長は別の公務により欠席）

その他各案件の担当課職員

議事概要

平成28年度第2回河内長野市入札等監視委員会の概要は下記のとおり。

1. 開会あいさつ（契約検査課長）

委員長及び両委員におかれましては、時節柄お忙しいところを本会議に出席いただきありがとうございます。また、委員長には、案件を抽出いただきありがとうございます。

本日は、総務部長も出席の予定でしたが、別の公務のため欠席させていただいております。

今年は、4月には熊本で、10月には鳥取で大きな地震があり、被災地では甚大な被害が発生しており、一刻も早い復興を願っているところです。

東京都では、小池新知事が誕生しましたが、築地市場の移転先である豊洲市場の地下に専門家会議で提言された「盛り土」が一部なされていなかった問題では、建設工事の工法についての意思決定過程が問題になっています。また、五輪の会場の決定過程でも、不当な費用計上があったと報道されています。

また、NECなど大手電機通信会社5社が消防救急無線の入札で全国的に談合を繰り返したとして、公正取引委員会が独占禁止法違反（不当な取引制限）で課徴金納付命令を出す方針とのニュースがありました。さらに、大阪大学大学院の教授が、共同研究を巡って、中堅ゼネコン数社から賄略を受け取っていた事件も発覚しました。

このように、建設工事や入札・契約業務に関して不祥事が聞こえてきます。昨今の状況下にあっても、本市の入札・契約業務の執行に関して不正は一切ないと確信しておりますが、この会議で委員の皆様のご見識により頂戴したご意見を活用して、今後の業務を万全なものにしていきますので、本日はよろしくお願いたします。

2. 報告事項（事務局）

・発注状況について

平成28年4月から平成28年8月までの入札状況（方式・件数・落札率）について報告した。

3. 抽出案件審議

事前に抽出された5件（工事3件・業務2件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を、続いて委員長から抽出理由をそれぞれ説明した後、委員による内容審議が行われた。（案件は次のとおり）

案件－1 小山田町地区配水管布設替工事（第19工区）（担当：水道課）

（1）抽出理由

工事の中で設計金額が2番目に高額であり、12社によるくじで落札者が決定したため、この案件を抽出した。

（2）主な質問及び回答

【質問】

12社全社が最低制限価格で応札していることから考えて、もっと低い金額でも契約できたのではないか。市が最低制限価格を設定した方法に問題はなかったのか。

【回答】

まず全般的な話として、設計金額については、土木工事の場合は国土交通省が作成している歩掛（ぶがかり）と都道府県別の公共工事設計労務単価を用いて設計金額を積算します。この設計金額をそのまま予定価格として使っていることから、予定価格は妥当な金額として算出できているものと考えています。最低制限価格については、国の「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」が定める算出モデルを採用して設定しています。本市では、予定価格・最低制限価格を事前公表しており、これらの金額の範囲内で十分施工できると考える業者が入札に参加しています。業者が金額の範囲内で施工できるかどうかを判断して入札した結果として、応札したBランク15社中12社が最低制限価格での入札になったものと考えております。

補足として、契約内容に適合した履行が確保される有効な応札であるかどうかの判断基準として、本市では最低制限価格を採用していますが、低入札価格調査制度を採用している自治体もあります。最低制限価格は、設定した予定価格と最低制限価格の間で最も低い金額で入札した者を落札者としますが、低入札価格調査制度においては、最低制限価格に当たる低入札調査価以下の応札があった場合、審査委員会での審査により契約内容に適合した履行が確保できると判断されれば有効とされ落札者となります。ただし、この制度を運用するには、多くの時間と人員を要することから、コストと効果が見合わないとの判断から本市では採用していません。

【質問】

低入札調査価格調査制度を採用している自治体はどこか。

【回答】

近隣では、大阪府、大阪市、堺市などで採用しています。

【質問】

一般的に、施工期間や工事場所によって同じ内容でも設計金額が変わることとはあるのか。雪国の方で入札不調が相次いだと聞いているが、本市に影響はないのか。

【回答】

設計金額の積算に用いる労務単価については、都道府県ごとに異なります。一般的に、業者側で人材不足・資材調達が困難になるような事情があれば、入札不調となることがあります。

入札不調に関する最近の本市の状況としては、前々年度には入札不調となる案件が複数ありましたし、今年度も、橋梁上部工事の案件で入札不調がありました。

少し前になりますが、耐震補強が全国的に問題となっていた時期に、建築業者が人手不足・資材調達困難を理由に応札せず、全国的に入札不調が多発していたことがありました。

【質問】

制度的な話として、入札不調を避けるために、設計積算の基準となる歩掛・労務単価を設定する過程において、民間業者の意見が反映されるようなプロセスはあるのか。

【回答】

歩掛・労務単価については、民間業者への調査等を踏まえて決定されます。

【質問】

過去、どこの市町村でも、地元の水道業者が加入する組合が、受注機会の調整を名目に配管工事等の仕事を査定して加入業者に順番に割り振りしていた時代があったように思うが、今回はそのような懸念はないのか。

【回答】

過去、公認業者制度や指名競争入札を行っていた時代には、ご指摘の懸念もあったかもしれませんが、現在は指定給水工事事業者制度により地元以外の水道業者の参入もあり、業者間の競争が激化していることに加え、電子入札システムの導入により、入札参加者は誰が入札に参加しているのか分からなくなっています。また、市内業者のランクは公表しているので同ランクのメンバーは分かりますが、その内何社が参加しているかは、開札するまで分からない仕組みになっています。よって、ご指摘の懸念にはあたらないものと考えております。

(1) 抽出理由

この案件では、2社参加で1社無効となった点、設計金額・落札金額が工事で最も高額の場合である点、落札率が99.4%で一番高い点を考慮して、この案件を抽出した。

(2) 主な質問及び回答

【質問】

1社が無効となった理由は何か。

【回答】

資料12ページの「入札参加資格」に記載のとおり、この案件では、入札参加条件として、希望工種・建設業法の許可を指定していますが、無効となった業者は、業者の勘違いにより、登録されている希望工種が設定された条件と異なっているにもかかわらず応札したことから、無効となりました。一方、落札業者は、条件通りの希望工種で登録があり、入札金額も予定価格と最低制限価格との範囲内でした。

【質問】

落札業者について、本社ではなく大阪営業所で契約している理由は何か。

【回答】

落札業者については、本市への業者登録が大阪営業所で行われており、契約締結は、業者登録における受任者を当事者として行うためです。

【質問】

応札者の入札参加資格の有無はいつ分かるのか。入札参加資格は公表しているのか。

【回答】

入札参加資格は事前審査及び事後審査で確認します。入札参加資格及び審査結果は公表しています。

【質問】

応札している時点で、落札した業者にとっては、有効な参加者が自社1社であることが分かっているのか。

【回答】

電子入札システムでは、他の参加者の状況が分からないまま金額を入れる仕組みになっています。

【質問】

無効となった参加業者は、参加資格条件が分かっていたのか。

【回答】

電話で聞き取ったところによると、業者登録の際に提出した書類に記載してある希望工種の登録部門と先方の認識が相違していたとのこと。

【質問】

この案件のように有効な参加者が1社の場合も、入札は有効なのか。

【回答】

本市の場合、条件付き一般競争入札では参加者が1社の場合でも、有効な入札として落札決定しています。以前は参加者1社の場合は入札を無効としていましたが、その場合、工期が確保できないなど再入札の暇がない場合にその参加者に打診したうえで随意契約とするケースが多くなっておりました。しかし、そもそも案件を公表し、予定価格も事前公表した時点で、業者の立場からすれば金額が見合えば応札し、見合わなければ応札しない訳ですから、結果的に参加者が1社の場合であっても、一定の競争性が担保されていると判断できることから、本市では平成27年度より運用を変更し、参加者が1社の場合も有効としております。他の市町村や県でも同時期に同じような運用変更をした例があります。

【質問】

この案件で設定された入札参加資格条件を満たす業者数はどのくらいか。

【回答】

全部で36社です。

【質問】

36社も該当業者数があるのに2社しか参加していないことについてどう考えているのか。

【回答】

この案件は、一度入札不調になった後、2回目の入札で落札決定に至っております。1回目の入札における案件の公表は平成28年4月8日で、入札の締切は4月25日で行いましたが、参加者がなかったため入札不調となりました。

この原因として、4月12日から14日にかけて熊本で大地震が発生し、また、4月22日には建設中の新名神高速道路の有馬川における橋梁建設工事の現場で橋桁が落下して死傷者が出る痛ましい事故があったことから、橋梁メーカーが被災地や協力会社に技術者や職人を派遣しており、人手不足の状況が発生していた点が影響したと考えております。

2回目の入札は、5月13日に案件の公表、5月30日に入札の締切で行いました。5月19日には、同じく新名神高速道路の箕面の工事現場で橋桁の借受台が落下する事故があり、4月同様に人手不足の状況が起こり、再び入札が不調となることも懸念された中で、辛うじて1社の応札があり、落札そして契約に至りました。

【質問】

この案件の工期は平成29年3月30日までで設定されているが、実際にはもう少し早く工事が完了するのではないか。

【回答】

現場自体はご指摘のとおり工期末よりも少し早く終わりますが、3月30日に開通式を予定しており、その段取りも含めての期間設定となっております。

【質問】

現在、橋梁工事の現場は、全国的に多い状況なのか。

【回答】

新名神高速道路の建設や震災復旧もあって、橋梁工事の業者は現場が多くなって忙しくしていると聞いております。

案件－3 市立天見小学校便所改修工事（担当：教育総務課）

（1）抽出理由

この案件では、落札率が89.9%で工事の中で2番目に高くなっている点に加えて、今回、建築一式工事の中で新築の工事はなかったため代替として補修工事であるこの案件を抽出した。

（2）主な質問、回答及び意見

【質問】

この案件のような便所改修工事は、一連の工事として、教育施設で順番に進めているものなのか。

【回答】

この案件のような老朽化トイレの改修工事は、市内の小中学校でトイレが老朽化している度合いが高いところから順番に進めています。ただし、この案件の天見小学校では、1階生徒用トイレに屋外出入口があって屋外トイレを兼用していたため、保安上の問題があることから閉塞してほしいとの要望があったので、この工事を実施することになりました。この工事は、老朽化の度合いではなく機能性の観点から今回実施することになったイレギュラーなものです。

【質問】

小中学校のトイレは、古い型式の便器を使っているところが多いのか。

【回答】

整備時期の関係で、市内の小中学校のトイレの便器は、ほとんどが和式便器になっています。一般的にトイレの改修時には洋式便器への改修要望があり、市町村によっては便器を全基とも洋式便器化しているところもありますが、本市の場合、和式便器の用途も必要であるとの判断で、改修時にも和式便器を1基残すことにしています。この工事の場合、女子便所でいえばもともと6基の和式便器が設置されていたところを、改修により、洋式便器4基・和式便器1基としました。ちなみに、合計基数が1基減っているのは、和式便器より洋式便器の方が1基あたりの設置スペースが広がるため

す。

【質問】

この工事での改修対象である便器等の数が少ないように思えるが、天見小学校のトイレ全体が対象の工事ではないのか。

【回答】

この案件の工事では、3階建ての校舎のうち、1階の生徒用トイレのみ施工しています。この他にも、敷地内には、校舎の2階・3階や、体育館・プールにトイレがあります。これらについては、今後、改修工事の対象となってきます。

【質問】

同じ教育施設の敷地内なのに改修工事の時期を分けているのは、予算上の制約があるためか。

【回答】

この工事については、先ほどもお伝えしたとおり、保安上の要望という特殊事情を受けて実施するため、対象が校舎1階の生徒用トイレのみとなっています。全体的な計画として、教育委員会事務局としては、予算の制約がある中でも、同じ教育施設にあってはまとめて改修工事を行いたいと考えています。

【質問】

この工事を行うことになった事情についてもう少し詳しく確認したい。

【回答】

このトイレについては、以前に体育館を整備した際に別に屋外トイレを新設したので屋外からの利用は無くなったため、屋外への出入口を閉塞するとともに、乾式床に改修し、便器も一部改修しました。

【質問】

本市では、学校のトイレにおいて小便器をなくす完全個室化は行わないのか。また、暖房便座は標準仕様としてすべてに設置しているのか。

【回答】

スペース上の制約があって困難なことから、ご質問のような対応は行っていません。また、暖房便座は冬場に洋式便器の便座が冷たいことによって生徒たちが寒い思いをしないようにという思いから、改修工事に合わせて設置を進めていっております。

案件－4 山林部地籍調査業務（担当：農林課）

（1）抽出理由

この案件では、落札率が70.3%であり、業務の中で一番高くなっている点に加え、業務内容は役務が大半であるため対価が不当に低くなっていないか確認するために抽出した。予定価格より相当低い金額での応札であったことに

ついて、例えば、従来人件費としてみていたコストが機械化でコストダウンして対応できるようになったことなどを考慮しても設計から金額をこれほど下げて役務の対価として問題がないのかどうかを確認したい。

(2) 主な質問及び回答

【質問】

本市において、地籍調査をする必要があるところはたくさん残っているのか。

【回答】

本業務の対象となる山林部は、平成24年度の本業務開始時点で7,311ヘクタールありましたが、現時点で、この内のまだ数%しか調査が進んでいません。手始めに滝畑の市有林から業務を行っておりますが、この箇所而言えば半分以上が終わっています。

【質問】

この業務は、人が山林部に直接入って作業を行うのか。

【回答】

杭があればGPS衛星から公共座標値を記録しますが、細かい点は地権者に確認しながら作業を行う必要があることに加え、スギ・ヒノキが生えているため、光波を飛ばして作業をするのにも限界があります。また、急斜面が多いことや、地主の立会いを求めていることもあって、人が機械を持って山林部に入って作業を行っていくこととなります。

【質問】

一般的に、この案件のような地籍調査業務については、終わるまでに長い期間がかかるものなのか。

【回答】

他の市町村とも交流があり情報交換していますが、どこの自治体でも数十年がかりで実施しています。

【質問】

この業務で得られた調査結果はどのように活用されるのか。

【回答】

調査により地籍図や地籍簿が作成されるとともに、法務局に写しが送付されて公図が精度の高いものに更新されることとなります。さらに、土地登記簿については、正しい面積に更新されます。なお、山林部の場合だと旧の公簿面積の10倍になることもさらにあり、固定資産税の賦課金額に影響してきます。

【質問】

結果は、災害時等にも役立ちますか。

【回答】

役立ちます。

【質問】

調査に関して、土地所有者が金銭を負担することはないのか。

【回答】

この業務のように、国が進めている国土調査事業については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する仕組みになっており、個人負担はありません。ちなみに、土地所有者と本市との関係でいえば、土地の正しい状況に対応する固定資産税の適正課税につながることとなります。

【質問】

土砂災害等により、現場状況が変われば再度対応する必要があるのか。

【回答】

公共座標をとっておけば衛星で確認できます。災害復旧でも効果があります。

【委員意見】

一般的な話として、山林部はきちんと測量されていない。かつては、山林部における土地の境界を巡る紛争が多かった。山林部については、法務局が地図を持っていない事も多く、紛争があった箇所については、神社が鯨尺を用いて測った地図を確認して、尺貫法による地図を作成することが行われていた。法務局が持っている旧の地図を見れば、色で内容が判別できるようになっているが、現在、法務局は閲覧させてくれなくなっている。明治時代に地租税を徴収するようになったが、あまり実地調査はされていなかった。こういった経過も踏まえると、地籍調査は大変な作業であると思う。

【市意見】

委員がおっしゃる通りかと思います。この業務では、使うのが精密機械ですので移動の度にいちいち収納しては取り出す必要がありますし、プラスチック杭やハンドドリルも携帯する必要があります。職員も現場に同行しますが、本当に大変です。さらに、暑い時期から寒い時期までの業務期間の中で、土地所有者の方は農業をしている方も多いため、秋には立会のスケジュール調整が大変ですし、高齢者の方からは夏場は避けてほしいなど色々なご希望がありまして、結局、寒い冬を中心にタイトなスケジュールで実施することになります。このように、地籍調査は大変な作業であると感じておりますが、この業者はこの金額で良くやってくれているという感想です。

【質問】

測量に使う衛星には、日本の衛星もあるのか。

【回答】

みちびきという日本の衛星を利用した衛星測位システムもあります。

ちなみに、GPSは主にアメリカの衛星を使っており、GNSSはロシアの衛星を使っていますが、自国での使用を優先させるため、時間帯によって

は、測位電波の発信頻度が少ないことがあります。

案件－５ 平成２８年度道路清掃業務（担当：道路課）

（１）抽出理由

落札率が８７．７％であり、指名競争入札を行った業務の中で一番落札率が低く、また、業務の中で金額が最も低いため抽出した。

（２）主な質問及び回答

【質問】

指名した業者のうち１社が辞退した理由は何か。

【回答】

別の案件で入札に参加する予定があり、そちらとの兼ね合いでこの案件には参加しなかったと聞いております。

【質問】

指名業者をこの９社にした理由は何か。

【回答】

資料の３５ページに記載している入札参加資格に該当する業者がこの９社であるためです。「本市の第１希望業種に道路清掃業務で登録のある市外業者」は３６社ありますが、このうち南大阪圏内に事業所を有するものと第３希望までで同種の登録がある市内業者と平成２６、２７年の同業務受託者をあわせると、この９社となります。

【質問】

今回の落札業者は、平成２６年、２７年の落札業者と同じ業者か。

【回答】

平成２７年は同じ業者が落札しましたが、平成２６年は別の業者が落札しました。

【質問】

業者が順番に落札できるように談合しているような懸念はないのか。あるいは、この案件の落札率は低いですが、落札金額は赤字にならない利益が出るような水準の金額なのか。

【回答】

それぞれの業者の応札金額は、業者毎の判断の結果であると考えております。また、この案件では、利益が出ないと判断した業者は入札してこないと考えられます。業者がノウハウを持っており、安く仕上げられるという判断で、応札金額を決めていると考えております。

【質問】

案件概要に「警備・清掃等（道路清掃）業務」とあるが、この業務では、警備は清掃中に行うのか。

【回答】

この「警備・清掃等（道路清掃）業務」は業種区分の名称であり、この業務の中で警備を行うわけではありません。

【質問】

この業務の履行期間は、平成28年7月5日から平成29年3月31日までだが、4月1日から7月4日までは、道路清掃を行っていないのか。

【回答】

道路清掃については、主に3つの期間を区切って年間で実施しています。この期間は、第1に4月から8月、第2に11月、第3に12月・1月であり、履行期間は多少余裕を持たせて設定しています。

【質問】

路面や歩道の清掃はどのように行うのか。夜間に実施するのか。また、作業後はどういう方法で確認するのか。写真で確認するのか。

【回答】

車道に関しては、昼間に片側車線をトラックで移動しながら清掃します。歩道に関しては、昼間に全路線を清掃します。また、成果の確認は作業前後の写真によって行います。さらに、作業に使う自動車の作業前後の走行距離計について、作業前後の写真を提出させ、相応の距離を走行しているかどうかの確認もあわせて行っています。

4. 総括（委員長）

今回は、慣れない業種の選定もありましたが、事務局のご案内もあり、審議まで終えることができました。

入札・契約の制度については、運用に手間がかかることかと思いますが、職員のためにあるものですので、これからも適正な制度の維持・運用に努めていただき、不祥事が発生する要因を少しでも排除していただきたいと思っています。しんどい思いをすることもあるかと思いますが、制度をつくっていく事自体が、職員を守ることにもなりますので、引き続きよろしくおねがいします。

5. 閉会あいさつ（契約検査課長）

本日は、委員の皆様より貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本日いただきましたご意見を踏まえて、入札・契約事務をより万全なものにしていきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。